

【門前地区】の災害片付けごみの回収を開始します

令和6年1月の能登半島地震によりご家庭又は事業所等で発生した災害ごみの回収を開始します。

(道路の状況により回収車が通れる地区から順次回収します)

●回収期間

令和6年2月17日～当分の間 ※終了時期は、再度、市からご案内します。

☆各週の月曜日から土曜日の間で、回収業者の工程の都合にあわせ、回収を行いますので、決められた曜日に回収したり、毎日回収するものではありません。

●回収できるもの

1. 可燃粗大ごみ (木製・プラスチック製家具、布団、じゅうたん、畳など)
2. 木くず
3. ガラス・陶磁器くず(一緒に良い)
4. コンクリート
5. 瓦
6. 壁材 (スレートなど)
7. 金属くず (スチール家具など)
8. 家電リサイクル (小型家電)
9. 家電リサイクル (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)

※細かいくずになったものは種類ごとに分けて土のう袋などに入れてください。

灯油や乾電池等は抜いてから出してください。

●回収できないもの

生活ごみ(もえるごみ)、資源ごみ(ペットボトル、あき缶、あきびん、新聞、雑誌、段ボール) その他(産業廃棄物、バイク・原付バイク、農薬・劇薬、廃油・液体、廃タイヤ・自動車バッテリー、石、土、砂、乾電池等)

●災害ごみを出す場所

□地区の皆様のご理解ご協力により、地区集積場所が設けられておりますので、災害ごみの回収がよりスムーズに行われるよう、地区住民による共助もいただきながら、なるべく地区集積場所に運んでくださいようご協力をお願いします。

□地区集積場所の詳しい位置については、門前建設業協同組合、各地区公民館、各地区区長様にお尋ねください。

□地区集積場所への運搬が難しい方などは、ご自宅の敷地内の道路に近い場所に置いてくだされば、随時、業者が回収していきます。(回収に少し期間を要する場合があります)

※災害ごみの片付けや集積場までの運搬には、災害ボランティアの方のご協力がいただけますので「輪島市災害ボランティアセンター(080-7707-5342)」までお問合せください。

●災害ごみの出し方

「災」と書いた紙を貼る

マジック等で「災」と書く



割れた陶器類をまとめて土のう袋などに入れて「災」と表示する

家の前に出す場合は、ヒモなどで囲んで「災」とわかるように表示しても良い



- ・災害ごみは、分別をおねがいします。
- ・災害ごみに「災」と表示して置いてください。
- ・回収は立会いなど必要ありません。
- ・災害ごみと判断できない場合は収集できません。
- ・捨てられて困るものを近くに置かないでください。
- ・産業廃棄物は収集しません。

(担当課) 環境対策課

(お問合せ先) コールセンター 23-4872

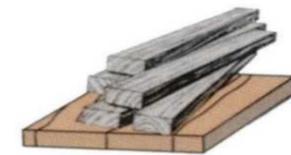
回収できるもの (9つの分類に分別してください)

1. 可燃粗大ごみ

(木製・プラスチック製家具、布団、じゅうたん、畳など)



2. 木くず

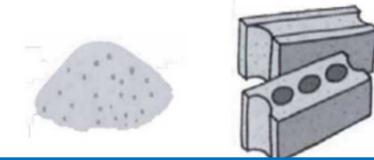


3. ガラス・陶磁器くず



※細かいくずになったものは種類ごとに分けて土のう袋などに入れてください。

4. コンクリート



5. 瓦



6. 壁材

(スレートなど)



7. 金属くず

(スチール家具など)



8. 家電リサイクル

(小型家電)



灯油や乾電池等は抜いてから出してください。

9. 家電リサイクル

(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)



注意) 災害ごみでは回収できないもの (一般収集に出してください)

[もえるごみ]



[資源ごみ]



あき缶



あきびん



ペットボトル

ダンボール



新聞紙

※注意事項

避難指示が発令されている地域や、危険な家屋での片付け作業を行わないようにお願いします。片付けごみの回収期間は、このような地域への対応を含め十分な期間を予定しています。